

川崎市公告第1157号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年8月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

川崎ダイスビル

川崎市川崎区駅前本町8番、9番

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社菱屋商店

代表取締役 村上 禎男

川崎市川崎区駅前本町8番12

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社ジーユー	代表取締役 柚木 治	東京都江東区有明一丁目6番7号
株式会社オンデーズ	代表取締役社長 田中 修治	東京都品川区東品川二丁目2番8号

他3者

（変更後）

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社ジーユー	代表取締役 黒瀬 友和	山口県山口市佐山10717-1
株式会社オンデーズ	代表取締役社長 海山 丈司	東京都品川区東品川二丁目2番8号

他3者

4 変更の年月日

令和7年4月1日 ほか

5 変更する理由

小売業者に変更が生じたため

- 6 届出の年月日
令和8年8月4日
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所
川崎市ホームページ
<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000185363.html>
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
令和8年8月18日から令和8年12月18日の午前8時30分から午後5時まで。
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。
- 10 意見書の提出期限及び提出先
令和8年12月18日
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当